第十二条の二の二第三項中「並びに法第八条第二項の規定、所得税法第九十五条の規定並びに租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に、「同令第五条の三第二項、第五条の四第八項、第五条の五第八項、第五条の六第六項、第五条の六の二第六項、第五条の六の三第六項、第五条の六の四第二項及び第五条の六の五第四項」を「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第五項中「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に、「同令第五条の三第二項、第五条の四第八項、第五条の五第八項、第五条の六第六項、第五条の六の二第六項、第五条の六の三第六項、第五条の六の四第二項及び第五条の六の五第四項」を「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第六項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第七項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第八項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第九項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第十項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第十一項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第十二項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第十三項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第十四項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第十五項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第十六項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第十七項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第十八項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第十九項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第二十項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第二十一項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第二十二項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第二十三項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第二十四項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第二十五項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第二十六項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第二十七項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第二十八項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第二十九項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第三十項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第三十一項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第三十二項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第三十三項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第三十四項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第三十五項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第三十六項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第三十七項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第三十八項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第三十九項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第四十項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第四十一項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第四十二項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第四十三項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第四十四項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第四十五項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第四十六項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第四十七項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第四十八項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第四十九項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第五十項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第五十一項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第五十二項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第五十三項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第五十四項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第五十五項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第五十六項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第五十七項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定」を「の規定」に、「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定」を「事業所得税額計算特例規定」に改め、同条第五十八項中「租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二第一項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の五第五項及び第六項、第四十一条第一項、第四十一条の十八